

民間共同住宅の各戸計量及び各戸収納の実施に伴う 給水装置に関する事務処理について

(制定 昭和 62 年 12 月 1 日課長決)
(最近改正 令和 4 年 6 月 3 日)

民間共同住宅の各戸計量及び各戸収納の実施に関する要綱（昭和 61 年 9 月 25 日局長決）の施行に伴い、民間共同住宅（以下「共同住宅」という。）の給水装置等に関する、事務処理について水道センターの業務は次のとおりとする。

1 給水装置工事の申込時

共同住宅の給水装置工事の申込があったときは、各戸計量・各戸収納制度について説明する。

2 無届工事のもの

(1) 無届工事のもので、「民間共同住宅の各戸計量及び各戸収納制度」の適用申請があった場合は、「給水条例違反処分要綱（平成 25 年 12 月 9 日局長決」に基づき処理する。

(2) 前号の処理が完了した場合は速やかに受注者へ通知する。

3 給水装置の構造等に疑義あるもの

(1) 受注者から現場調査等で、給水装置の構造もしくは材質に疑義あるものとして調査依頼があった場合は、現場等必要事項を調査し、その結果を受注者へ通知する。

(2) 前号調査の結果、無届工事のものは前項に準じて処理する。

4 その他

無届工事のものは、前 2 項の事務処理が完了するまで、「民間共同住宅の各戸計量及び各戸収納の実施に関する要綱」（昭和 61 年 9 月 25 日局長決）の適用を保留する。

附則

この改正規定は、昭和 62 年 12 月 1 日から施行する。

附則

この改正規定は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この改正規定は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この改正規定は、平成 23 年 5 月 1 日から施行する。

附則

この改正規定は、平成 28 年 1 月 15 日から施行する。

附則

この改正規定は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

附則

この改正規定は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この改正規定は、令和 4 年 6 月 6 日から施行する。

年 月 日

様

水道センター所長
(担当)

民間共同住宅の給水装置の調査結果について (通知)

標題について、次のとおり通知します。

記

- 1 給水装置所在地
- 2 所在者
- 3 共同住宅名
- 4 水栓番号
- 5 措置事項 (該当するものに○印をつける)
 - (1) 無届工事があり、処理が完了しました。
 - (2) 無届工事があり、処理手続き中です。
 - (3) 無届工事の事実はありません。

- 6 その他特記事項